

### 3 第20回認定 構造改革特別区域計画の概要(都道府県別)

番号	都道府県名	作成主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	特区の区域の範囲	特区計画の概要	規制の特例措置の番号	特定事業の内容
<b>新規計画 5件</b>							
1	愛知県	豊根村 <small>とよねのむら</small>	とよね有害鳥獣被害防止特区	愛知県北設楽郡 豊根村の全域	豊根村では、イノシシ、シカ、サルなどの有害鳥獣による農作物の被害が顕著になっており、農業所得が低下し、農家の生産意欲が大きく減少してきている。 このような状況の中で、網・わな狩猟免許所持者の指導監督により、農家等狩猟免許非所持者が協力して有害鳥獣を捕獲することにより、安定的な農業生産を確保し、地域の活性化を図る。	1303	・有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者承認事業
2	三重県	熊野市 <small>くまのし</small>	熊野市どぶろく・果実酒特区	熊野市の全域	熊野市では、近年の少子高齢化と過疎化の進行により、基幹産業である第一次産業従事者が減少した結果、限界集落の発生や農地、山林の荒廃が進み、地域活力に深刻な影響を及ぼしている。 こうした現状を打開するため、「どぶろく」や主要農産物である柑橘類を原料とした果実酒を活用し、農業者によるレストランや民宿等で提供することで、農業経営の安定と地域の活性化を図る。	707(708)	・特定農業者による特定酒類の製造事業
3	京都府	福知山市 <small>ふくちやまし</small>	酒呑童子の里大江どぶろく特区	福知山市の区域の一部(大江地区)	大江地区は、平成19年8月に大江山周辺が国定公園の指定を受けて以来、多くの観光客が訪れている。また、棚田百選に選定された毛原の棚田周辺では農業体験ツアー等により、交流事業の開催や新規就農者を迎え入れている。 今後、地域のさらなる魅力発信を行うため、手打ちそばや濁酒を看板メニューとした民宿経営を予定しており、特に鬼(酒呑童子)伝説や元伊勢神社等からは「濁酒」を想起させる。濁酒づくりによって地域ブランド力を高め、交流人口の増加や農業経営の安定による地域の活性化を図る。	707(708)	・特定農業者による特定酒類の製造事業
4	鳥取県	伯耆町 <small>ほうき ちやう</small>	ほうき農村交流どぶろく特区	鳥取県西伯郡伯耆町の全域	伯耆町は、国立公園大山の景観等を活かした観光と肥沃な大山黒土を活かした農業が主要産業であるが、観光入込客数は近年減少傾向にあるほか、農業後継者不足や荒廃農地の拡大により農業生産力が低下している。また、中山間地域を中心に少子高齢化・過疎化が進行し、集落の共同作業やコミュニティにも支障をきたす集落が出現している。 そこで、本特例措置を活用し、農家レストランや民宿へのリピーターの増加、酒米栽培を通じた荒廃農地の防止、地域での新たな起業機会の創出等を図りながら、本町への交流・移住定住人口の増加を目指すとともに、本町が掲げる「共生と交流のまちづくり」の実現を目指す。	707(708)	・特定農業者による特定酒類の製造事業
5	高知県	本山町 <small>もとやまちょう</small>	高知・本山どぶろく・果実酒特区	高知県長岡郡本山町の全域	本山町の農業は、米価の下落などに起因する厳しい経営環境や、地域の少子高齢化などによる担い手不足に伴い、耕作放棄地が発生するなど農地の荒廃が進んでいる。 農業振興による地域の活性化の仕組みづくりを進めるためには、農産加工品の目玉となる新商品の開発や、交流人口増加による農産物の消費・購入による販路拡大が必要である。 このため、本町の特産品を使用した濁酒と果実酒等の製造を行い、本町の魅力を高めることにより、更なる交流人口の増加を促進し、農業振興及び全町的な地域経済の活性化を図る。	707(708) 709	・特定農業者による特定酒類の製造事業 ・特産酒類の製造事業